

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第51号

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成24年長浜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第5条の前の見出し、同条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「第8条」を「第6条」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。